

平成14年12月 9日

株式会社 島津製作所
代表取締役社長 矢嶋英敏 様

京都市長 榎 本 頼 兼

大規模小売店舗立地法による届出に対する市の意見について（通知）

平成14年4月10日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知しますので、当該意見について検討の上、変更の届出又は変更しない旨の通知を行ってください。

なお、当該意見が適正に反映されず、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認めるときは、法第9条第1項により勧告することがあります。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ダイヤモンドシティ五条ショッピングセンター
京都市右京区西院追分町25-1番地，25-2番地

- 2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成11年通商産業省告示第375号）（以下「指針」という。）を勘案し、届出書類を総合的に検討したところ、周辺の地域の生活環境を保持するため次の配慮が必要であると判断します。

- (1) 公共交通機関の利用促進策について

自家用車による来退店車両の集中を避けるため、京都市大規模小売店舗立地審議会（以下「審議会」という。）で届出者が表明されたバスロケーションシステム及びシャトルバスの活用等、公共交通機関の利用促進策について、具体化を検討すること。

なお、具体化に当たっては、特にバス接近表示器の設置場所やシャトルバスの乗降車位置及び経路設定について、施設計画段階での十分な配慮が必要である。

- (2) 北出入口について

ア 周辺の道路は通学路に指定されているところもあるため、来店経路については、市道葛野東経2号線での来店客車両による入場待ち行列の発生や周辺の生活道路から

の流入を防ぐ対策を示すこと。併せて入口としての使用については、計画の見直しを含めて検討すること。

イ 退店経路については、交通整理員の誘導などにより市道葛野東経2号線での渋滞と周辺の生活道路への退店客車両の流出を防ぐ対策を示すとともに、その対策を踏まえた退店客車両数の予測を再度行なうこと。出口については、市道葛野東経2号線のみならず佐井西通周辺の事業所活動や生活環境に配慮した上で、曜日・時間帯を制限するなど最低限の使用とすること。併せて出口としての使用についても、計画の見直しを含めて検討すること。

ウ 騒音について夜間の最大値の予測結果が、指針で定める基準（騒音規制法における夜間の規制基準値）を超えており、道路を隔てた住居に対して距離減衰効果も十分見込めないため、運用上の対策を示すこと。

(3) 西出入口について

ア 来店客車両が右折レーンを超えて入場待ち行列を発生させないように、交通整理員を配置するなどの対策を示すこと。

イ 西側事業所及び駐車場から車両が円滑に退出できるよう交通整理員を配置するなど、周辺の事業所活動に配慮した運用を行うこと。

ウ 円滑な入場が行われるよう、出入口付近の車両及び歩行者動線を見直すこと。

エ 周辺の生活道路への来退店客車両の流入を防ぐため、交通整理員の誘導等による右折入場、左折退場を遵守させる対策を示すこと。

(4) 南出入口について

ア 南入口への入場待ち行列が左折レーンを超えないよう、左折レーンの延長及び交通整理員の配置等の対策を示すこと。

イ 円滑な入場が行われるよう、出入口付近の車両及び歩行者動線を見直すこと。

ウ 左折入場、左折退場を徹底させるため、交通整理員による誘導等の対策を示すこと。

エ 退店客車両を設定経路に誘導するため、出口周辺に案内表示看板を設置するなどの対策を示すこと。

(5) その他

ア 交通整理員の配置が繁忙期のみとなっているが、車両出入口等常時配置を必要とするところもあるため、配置計画を示すこと。

イ 歩行者の安全と来店客車両の円滑な入場を図るため、出入口や敷地内での来店客車両、原動機付自転車、自転車及び歩行者の動線を分離して示すこと。

ウ 自動二輪については駐輪場所が示されておらず、来客用自動車駐車場を利用され届出台数が確保できなくなる恐れがあるため、自動二輪専用駐輪場の位置及び動線を示すこと。

エ 周辺道路の混雑緩和のため、隔地駐車場の設置及びその利用促進策を検討すること。

3 付帯意見

当該店舗は都市計画上の工業地域に立地しているが、周辺は事業所と住居が混在しているほか保育所や中学校もあるため、次の配慮が望まれます。

- (1) 営業時間や施設管理等の店舗運営については、周辺の地域の生活環境への配慮が必要である。特に、荷さばき施設や施設内駐車場への車路の東側には共同住宅が隣接しているため、騒音防止に配慮すること。
- (2) 前面道路の国道9号は交通量が多く慢性的な渋滞が生じているため、来店客車両の待ち行列が国道9号及び西小路通に新設されるレーンを超えて並ぶ場合には、西大路五条交差点、葛野大路五条交差点及び西小路花屋町交差点などで混雑状況を来店客に周知するなど、国道9号及び西小路通への負担の軽減に配慮すること。
- (3) 市道葛野東緯16号線及び14号線沿いに新設する敷地内歩道及び14号線北側に新設される歩道については、歩道防護柵を設置するなどの安全対策に配慮すること。
- (4) 西小路通については、道路改良後、東側の歩道幅員が現行の2.75メートルから2.5メートルに減少するが、来退店客による歩行者や自転車の増加が予測されるため、安全対策に配慮すること。
- (5) 駐輪場については、周辺の地域の生活環境に配慮した運用が望まれるほか、周辺道路を含め自転車及び歩行者の安全に配慮すること。
- (6) 計画説明書では、ユニバーサルデザインの積極的な採用が謳われており、施設配置や敷地内での動線設定については、ユニバーサルデザインの理念に則った配慮を行なうこと。
- (7) 店舗開業後に生じる周辺の地域の生活環境への影響など、敷地内外の問題についてはその実態の把握に努め、解決に向けて誠実に対応すること。

意見理由

1 現在の状況（立地状況・既存の問題点等）

当該商業施設の建設予定地は、南側が午前7時から午後7時までの12時間の自動車類の交通量が平日37,440台、休日32,703台（平成11年度道路交通センサス、観測地点番号1014、右京区西院久保田町）である一般国道9号（五条通）に面しており、都市計画上の工業地域に立地している。

当該予定地の周辺は、東側は住宅、共同住宅、店舗、工場、駐車場等、北側は道路（市道葛野東緯16号線又は14号線）を隔てて、住宅、共同住宅、店舗、事業所、保育所、工場等、西側は西小路通を隔てて、共同住宅、駐車場、事業所、倉庫等、南側は一般国道9号を隔てて畑、店舗、事業所、工場等として利用されている。

店舗南側の国道9号は、交通量が多く慢性的な渋滞状態にあり、朝夕の混雑時など国道9号が渋滞した場合、店舗周辺の狭隘な万寿寺通、市道葛野東緯16号線及び14号線、佐井西通（中ノ橋通）等が迂回道路となっている。

2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において、北出入口及びその他の出入口並びに店舗周辺地域における自動車交通量の増加による交通問題（渋滞・事故等）、騒音、深夜までの営業時間、大気汚染等、周辺地域の安全性（防犯問題・非行問題）への懸念等に関し意見が出された。

3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見書は836件であり、北出入口の使用問題、周辺道路の交通量増加による交通問題（渋滞・事故等）、騒音及び大気汚染に対する懸念、周辺地域の安全性（防犯問題・非行問題）への不安、営業時間の変更等の意見であった。意見書の概要については、以下のとおりである。

(1) 交通（駐車場及び周辺交通について）

<北出入口の設置及び車両の出入について>

- ・入場待ちの車で行列ができ、一帯の交通が麻痺する。
- ・保育所が近くにあり、周辺道路は通学路にもなっており反対である。
- ・周辺の小さい通りは対向車同士の事故等が絶えないのに、五条通の渋滞を避けて大量の車が流入すると、トラブルも増大し、周辺住民も巻き込まれるため反対である。
- ・出入口は、五条通だけにすべきである。
- ・出入口は、五条通及び西小路通だけにすべきだ。その際には、新たに横断歩道を設置する等安全面に配慮してほしい。
- ・せめて時間帯によって車の出入口を閉める等、工夫をしてほしい。

<その他の出入口の設置及び車両の出入について>

- ・西出入口は交差点横に位置し危険である。また、車の停滞も引き起こす。西出入口

も反対である。

- ・五条通だけでは混雑する。西側，北側にも出入口を設けて欲しい。

< 店舗周辺の交通問題について >

- ・商業施設の利益のみ考え，周辺の生活道路に來退店客車両を呼び込む計画に反対。
- ・公園前の車の数が増えると，子供が安心して公園内で遊べなくなり心配である。
- ・周辺には工場，会社等が密集している。車での納入，納品，出庫するために入出するときもスムーズに通れるようにしてほしい。
- ・阪急電鉄京都線の松原踏切は車が通行しづらい。西小路通改修は，踏切を拡幅して対応すべきである。
- ・南側から五条通を横断して來店する人のことを考えて，横断歩道，歩道橋及び信号機の設置をお願いする。信号機を設置すれば車の出入もスムーズになるのではないかな。

- ・各出入口に，常時きちんとしたガードマンを配置してほしい。

< その他 >

- ・車の混雑回避のため，バス停・阪急の駅を増やし，バス・電車での來店者を増やしてはどうか。
- ・駐車料金を無料にすることは，車での來店を促すことになる。有料にして來店客車両を減らし，公共交通機関の利用促進を図り，駐車料金の収益で地元交通対策を行う等の工夫はできないのか。
- ・主要駅からのシャトルバスを運行させてほしい。

(2) 警備等

- ・営業時間外においては，駐車場にバイク，若者等が入れないようにしてほしい。
- ・警備は，24時間体制でしてほしい。
- ・日祝日は車，ごみ等の多くの問題が起こる。ガードマンの十分な人数の配置やごみの回収等を考えてほしい。

(3) 騒音・排気ガス等

- ・騒音，光害，排気ガス等の環境問題に対して十分な対策を考えてください。
- ・法規制の枠内のお話だけでなく，住宅地レベルの水準に少しでも近づくよう，車庫に通じる通路等に防音壁を作ってほしい。
- ・飲食店から出る臭いをしっかりキャッチする設備を設置してほしい。
- ・アルバイトの人が帰りに騒いだりしないよう，管理，対策は徹底してほしい。

(4) 営業時間

- ・夜遊びを勧めるようなことになることから，小中学生の健全育成のためにも，営業時間の短縮してほしい。
- ・近隣住民を無視した企業の利益のみの考え方であり，静かな環境を破壊するため，営業時間の変更を希望する。
- ・深夜営業を行うと，営業時間が終了した後，客が住宅地や公園に出てこられる場合があり，騒音公害が発生し迷惑である。
- ・営業時間は夜遅くまでしてほしい。閉店時刻を遅くして消費者のニーズに応えて欲

しい。

- ・営業時間帯を短縮してほしい。

(5) その他

- ・夜遅くまでのゲームセンターの営業は、周辺の環境にもよくない。子供の非行が増加する。
- ・近隣の住民の意見を無視した計画は企業のエゴである。車で来る遠くの客より、近くのお客様のことをもっと考えてください。
- ・付近住民の健康面、生活面のロス是谁が補償してくれるのか。

4 市の見解

指針を踏まえ、次のとおり当該出店計画を検討した。

(1) 公共交通機関の利用促進策について

出店予定地南側には国道9号が幹線道路として機能しているが、西側の西小路通は補助幹線として十分機能していない。また、東側の佐井西通は細街路であるが国道9号と直接接続しているなど、出店予定地域周辺は道路網が階層的に整備されていない地域である。

出店計画説明書によると、平日約2,900台、休日約6,000台の自動車での来客を予測し、北、西及び南の3方向の出入口により来退店客車両を処理する計画となっている。北出入口については、周辺の生活道路への来退店客車両の流入が懸念されるほか、西入口については、国道9号や西小路通での右折待ち行列による影響が懸念される。また、南出入口は国道9号に面しているため、来退店客車両が集中し国道9号が混雑すると、店舗周辺の狭隘な道路が迂回路になってしまう恐れがある。そのため、国道9号への負担を最小限にしつつ、周辺の生活道路への来退店客車両の流入を防がなければならず、交通処理が非常に難しい場所に当該店舗は出店を予定している。

来退店客車両による交通問題を緩和するためには、公共交通機関の利用を促進し、自家用車による来退店を抑制することが不可欠である。中ノ橋五条バス停には市バス、京都バス、京都交通による6系統のバスが平日約180本、休日約130本運行されており、審議会において届出者が表明されたバスロケーションシステムのバス接近表示器の設置など、サービス面や施設配置上の工夫により積極的な路線バスの利用促進が必要である。鉄道については、阪急西院駅、西京極駅からの徒歩による経路は、それぞれ1キロメートル程度となり、現行のままでは鉄道の利用は期待できない。届出者において検討を表明されたシャトルバスの成否は、自家用車の利用以上に利便性が実感されることにかかっており、乗降車位置や経路の設定に当たっては施設計画段階での十分な配慮が必要である。

(2) 駐車場及び経路について

駐車場の収容台数については、指針に基づく台数以上を確保の上、来店客車両予測に基づく最大駐車台数を上回る台数が確保されているが、経路については以下の問題

がある。

ア 北出入口について

北出入口の来退店客経路となる市道葛野東経2号線は、車道幅員約6メートル、西側のみ幅員約1.8メートルの歩道がある道路で、西院小学校の通学路に指定されている。また、西側は住宅、事業所、倉庫、ちびっこ広場などに利用されており、東側には主として事業所が立地している。

北出入口の西側に接続する市道葛野東緯16号線は、車道幅員約6メートル、北側のみ幅員2.0メートル未満の歩道がある道路で、西院中学校の通学路に指定されている。北側出入口の東側に接続する市道葛野東緯14号線は道路幅員約6メートル、北側のみ幅員約2.0メートルの路側帯が引かれている道路で、西院小学校及び西院中学校の通学路に指定されている。北側には保育所があり、夕方には迎えの保護者の車両が路上に駐車している。また、周辺道路は歩車道の区別のない道路が多く、西院中学校のクラブ活動にも使用されているほか、西院小学校の校外グループ学習の場となることもある。

出店計画説明書では細街路への車両進入防止策として、来店経路に当たる市道葛野東経2号線や高辻通に経路案内看板の設置が上げられているが、来店経路以外からの来店客車両や退店客車両には効果がなく、市道葛野東緯16号線及び14号線、高辻南通、佐井西通を経由した入退場が予想される。そのため、来退店客車両による児童・生徒の通学（帰宅）・クラブ活動等への影響、保育所から帰宅する園児・保護者への影響、周辺の住宅及び事業所への影響が懸念される。また、北出入口前の五叉路交差点のみならず、市道葛野東緯16号線及び14号線が西小路通、佐井西通とそれぞれ交わる交差点では、交通量増による事故の増加も懸念される。

来店客車両数については、西大路通を南行する北方面からの来店客のみを対象として、西大路高辻交差点の南行右折信号現示と右折レーンの長さから、休日1時間当たり53台と予測しているだけで、五条通が渋滞し南入口及び西入口からの入場が困難な場合の東方面及び南方面からの来店客を想定していない。北出入口前交差点における17時～18時の通過交通量は平日315台と多い上、変則五叉路になっているため、来店客車両数が予測を超えた場合、来店客車両が円滑に入場できず入場待ち行列が発生する恐れがある。

退店客車両については、予測台数を来店客車両数と同数としているが、五条通の渋滞を回避するため、北出口に集中することが予想される。その結果、高辻通での右折が円滑にできない場合、市道葛野東経2号線の渋滞や周辺の生活道路へ退店客車両が流入することが懸念される。また、北方面に帰る車両は、南出口から左折で退場し国道9号を東行した後、西大路五条交差点で左折し西大路通を北行する経路が想定されているが、国道9号が渋滞した場合、五条佐井西通交差点で左折し佐井西通を北行することが考えられる。佐井西通は、幅員約6メートルで歩道はなく、西院小学校の通学路に指定されており、五条通から高辻通までの約400メートルの両側には事業所、共同住宅等が立地しているほか、高辻交差点には西院中学校もあるため、北出口については市道葛野東経2号線のみならず佐井西通への影響も勘案して、運用を

検討する必要がある。以上の問題に対処するため次の対応が必要である。

(7) 周辺の道路は通学路に指定されているところもあるため、来店経路については、市道葛野東経2号線での来店客車両による入場待ち行列の発生や周辺の生活道路からの流入を防ぐ対策を示すこと。併せて入口としての使用については、計画の見直しを含めて検討すること。

(1) 退店経路については、交通整理員の誘導などにより市道葛野東経2号線での渋滞と周辺の生活道路への退店客車両の流出を防ぐ対策を示すとともに、その対策を踏まえた退店客車両数の予測を再度行なうこと。出口については、市道葛野東経2号線のみならず佐井西通周辺の事業所活動や生活環境に配慮した上で、曜日・時間帯を制限するなど最低限の使用とすること。併せて出口としての使用についても、計画の見直しを含めて検討すること。

イ 西出入口について

西出入口の来退店客経路となる西小路通は、車道幅員約11メートルの2車線道路、東側には幅員約2.75メートル、西側には幅員約2.5メートルの歩道がある。また、西側には事業所、貸駐車場等が立地しており、大型貨物自動車を含む車両の入出庫がある。出店計画説明書によると円滑な入退場を図るため、敷地をセットバックさせ西小路通を約4メートル拡幅し、西入口への右折レーン2車線、五条西小路交差点右折レーン2車線が新設される。しかし、西小路万寿寺交差点に信号はなく、14時～15時に西入口前を南行する車両は平日411台、休日330台あり、同時帯に平日111台、休日340台の来店客車両が西入口へ円滑に右折入場できるかの問題がある。右折入場が円滑に行われず右折レーンを超えて入場待ち車両が並ぶと西小路通を北行する車両に影響が生じる。また、14時～15時の退店客車両と現況交通量をあわせると、平日613台、休日803台となり、現在、西側の事業所及び貸駐車場から右折で退出している車両が右折できなくなることが予想される。その結果、退出車両（大型貨物自動車を含む）が、左折退出を行い北側の生活道路に入り込む恐れがある。

右折入場は2車線で行われるが、出入口付近の歩行者を含めた交通安全上の問題があるほか、入場直後に北出口へ向かう車両動線と交錯するため、円滑な入場ができない交通処理上の問題もある。

来退店客経路は、西小路通からの右折入場及び左折退場に限定されているが、左折入場及び右折退場を防ぐ対策が示されておらず、来退店客車両が周辺の生活道路に流入する可能性が高い。以上の問題に対処するため次の対応が必要である。

(7) 来店客車両が右折レーンを超えて入場待ち行列を発生させないように、交通整理員を配置するなどの対策を示すこと。

(1) 西側事業所及び貸駐車場から車両が円滑に退出できるよう交通整理員を配置するなど、周辺の事業所活動に配慮した運用を行うこと。

(ウ) 円滑な入場が行われるよう、入口付近の車両及び歩行者動線を見直すこと。

(I) 周辺の生活道路への来退店客車両の流入を防ぐため、交通整理員の誘導等により右折入場、左折退場を遵守させる対策を示すこと。

ウ 南出入口について

南出入口の来退店客経路となっている国道9号は、車道幅員約13メートルの4車線道路で幅員約4.5メートルの歩道が両側にある。出店計画説明書によると15時～16時の交通量は平日東行1,439台、西行1,305台、休日東行1,414台、西行1,366台と多く慢性的な渋滞が発生している。15時～16時には西大路五条交差点を起点に東行き平日約750メートル、休日約320メートル、五条西小路交差点を起点に西行き平日約90メートル、休日約75メートルの信号待ち行列が生じている。このような交通状況のもとで、15時～16時に平日164台、休日394台を五条通から南入口に左折入場させるため、敷地をセットバックさせ入場用左折レーン約30メートルが新設される。しかし、南入口から入場した直後に、立体駐車場と平面駐車場へ向う車路の分岐点があるほか、立体駐車場へ向う車路は店舗入口へ向う歩行者動線と交差するため、円滑な入場が妨げられる恐れがある。また、同規模の他店舗と比較しても入場用左折レーンが短いため、これを超えて入場待ち行列が発生することが予想される。

また、西入口から入場するため西小路通へ右折する車両は、休日の15時～16時には275台になると予測されるため、右折レーン約160メートルが新設される。この右折レーンで待機中の車両が右折で南入口から直接入場する可能性がある。

来店経路は、西方面から9号を東行する車両の左折入場となっているが、東方面から9号を西行し西入口へ誘導されるべき車両が、西小路通への右折待機に時間がかかると、五条佐井西通交差点で右折し、佐井西通、市道葛野東緯14号線線及び16号線、西小路通を経て南入口に向うことが懸念される。以上の問題に対処するため次の対応が必要である。

- (ア) 南入口への入場待ち行列が左折レーンを超えないよう、左折レーンの延長及び交通整理員の配置等の対策を示すこと。
- (イ) 円滑な入場が行われるよう、出入口付近の車両及び歩行者動線を見直すこと。
- (ウ) 左折入場、左折退場を徹底させるため、交通整理員による誘導等の対策を示すこと。
- (エ) 退店客車両を設定経路に誘導するため、出口周辺に案内表示看板を設置するなどの対策を示すこと。

エ その他

上記以外に駐車場及び交通関係では、次の対応が必要である。

- (ア) 交通整理員の配置が繁忙期のみとなっているが、車両出入口等常時配置を必要とするところもあるため、配置計画を示すこと。
- (イ) 歩行者の安全と来店客車両の円滑な入場を図るため、出入口や敷地内での来店客車両、原動機付自転車、自転車及び歩行者の動線を分離して示すこと。
- (ウ) 自動二輪については駐輪場所が示されておらず、来客用自動車駐車場が利用され届出台数を確保できなくなる恐れがあるため、自動二輪専用駐輪場の位置

及び動線を示すこと。

- (I) 周辺道路の混雑緩和のため、隔地駐車場の設置及びその利用促進策を検討すること。

また、前面道路の国道9号は交通量が多く慢性的な渋滞が生じているため、来店客車両の待ち行列が国道9号及び西小路通に新設されるレーンを超えて並ぶ場合には、西大路五条交差点、葛野大路五条交差点及び西小路花屋町交差点などで混雑状況を来店客に周知するなど、国道9号及び西小路通への負担を軽減させる対策が望まれる。

市道葛野東緯16号線及び14号線沿いに新設する敷地内歩道及び14号線北側に新設される歩道については、歩道防護柵を設置するなどの安全対策が望まれる。

西小路通については、道路改良後、東側の歩道幅員が現行の2.75メートルから2.5メートルに減少するが、来退店客による歩行者や自転車の増加が予測されるため、安全上の対策が望まれる。

計画説明書では、ユニバーサルデザインの積極的な採用が謳われており、福祉タクシーの乗降場等の施設配置や敷地内での動線設定については、ユニバーサルデザインの理念に則った配慮が望まれる。

(3) 駐輪場について

駐輪場の設置（収容台数）については、京都市自転車等放置防止条例に基づく付置義務台数を上回る台数が確保されており、原動機付自転車も駐輪可能となっている。駐輪場の出入口及び利用時間並びに経路については法令に基づく届出事項ではないが、歩行者や周辺の地域の生活環境に配慮した運用や経路の設定が望まれる。

(4) 荷さばき施設について

荷さばき施設については、住居側に位置しており施設配置において十分な配慮がなされているとはいえないが、運営計画、車両経路については、指針で求める配慮がなされていると判断される。

(5) 騒音について

ア 北出入口について

店舗側の敷地境界における夜間の最大値の予測については、来店客車両の通行により出入口直近では、指針値（騒音規制法における夜間の規制基準値）を超過している。現実の受音点となる住居側の敷地境界（道路の反対側）における夜間の最大値の予測については、各出入口とも距離減衰の効果により規制基準値以下となると予測しているが、指針では、「騒音規制法における夜間の規制基準値」を超えないよう努めるとしており、基本的には敷地境界で規制基準値を満たすべきであり、安易に受音点までの距離減衰を配慮事項として用いるべきではない。

特に北出入口の前面道路の幅員は敷地内歩道を加えても約10.5メートルしかなく、

道路北側に住居がある。北出入口から住居側の敷地境界までの距離の測定地点が不適切であり、住居との距離が16メートル未満の場合、規制基準値を超える可能性が高いため、夜間（午後10時～午前6時）の時間帯には使用しないなどの運用上の対策が必要である。

イ 東側荷さばき施設及び車路について

東側敷地境界から約18メートル離れた位置に東側荷さばき施設が配置されている。

直近は駐車場であるがその両隣は共同住宅が立地している。等価騒音レベルは昼間55dB、夜間46dBと予測されており、共に環境基準値（昼間60dB、夜間50dB）を満たしている。

荷さばき作業は夜間（午後10時～午前6時）の時間帯には行われなため、昼間の等価騒音レベルで予測されており、環境基準値を超えていない。しかし、荷さばき作業は、作業方法により騒音レベルが大きく異なり、しばしば大規模小売店舗に対する苦情の原因となっている。特に繁忙期には住居側にカゴ車保管場所が臨時的に設けられることから、カゴ車の衝突音が懸念される。騒音対策として新たに高さ3メートルの遮音壁が設置されるが、共同住宅の2階以上には効果が期待できない。当該大規模小売店舗は、騒音規制法の対象事業場に該当するため、荷さばき施設の騒音を含めて、同法に基づく方法で評価をされると規制基準値を超える可能性がある。大規模小売店舗立地法のみならず騒音規制法も踏まえた配慮が望まれる。

また、立体駐車場への東側車路についても、指針値は満たすものの住居に近いため、密閉型にするなどの配慮が望まれる。

(6) 廃棄物等保管施設及びリサイクルについて

廃棄物等保管施設については、指針に基づく予測による必要な保管量が確保されている。その施設配置、運営計画、車両経路、リサイクル等についても適正な配慮がなされており、周辺の地域の生活や事業活動に与える影響は少ないと判断される。

(7) 防災対策への協力及び街並みづくりへの配慮等について

防災対策への協力については、地元自主防災組織への協力や敷地内空地の災害発生時の避難場所として提供することの意思表示がなされている。また、店舗北側の敷地内歩道に照明設備が設けられるが、照明の方向、強さ等については周辺の住居への配慮が望まれる。

(8) その他

当該店舗は都市計画上の工業地域に出店を予定しているが、周辺には事業所と住居が混在しているほか、保育所や中学校もあるため、営業時間や施設管理等の店舗運営については、周辺の地域の生活環境への配慮が必要である。法第8条第2項の規定によ

る意見書でも、特に、青少年問題、防犯、営業時間に関するものが多く見られた。具体的には敷地内及び周辺が非行の場とならないよう、敷地内の照明や警備員による巡回による対策を求めるもの、閉店後は公共交通機関の利用が望めないため帰宅する従業員のオートバイ等による騒音や話声による喧騒に対する懸念、アミューズメント施設の内容について配慮を求める意見、飲食・サービス・アミューズメント施設が午前0時まで営業することに対する不安（暴走族問題を含む）、店舗周辺での退店後の客による迷惑行為や退店客車両による騒音に対する懸念などである。これらは、大規模小売店舗立地法の対象とはならないが、周辺の地域の生活環境に影響を与えるものであることには変わりがないため、特に付記しておく。

なお、店舗開業後に生じる周辺の地域の生活環境への影響など、敷地内外の問題についてはその実態の把握に努め、解決に向けて誠実に対応することが望まれる。